

## 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和2年1月22日（水）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（7人）

（委員長）田 村 謙 介 （副委員長）前 原 茂  
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 尾 沢 三 夫 国 頭 靖  
西 川 章 三

### 欠席委員（1人）

岡 村 英 治

### 議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

### 説明のため出席した者

### 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当局長補佐

### 傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 奥岩議員 門脇議員 戸田議員 又野議員 三鴨議員  
報道機関 0社 一般 1名

### 協議事件

1 通年議会について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○田村委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日、岡村委員より欠席する旨の届けがありますので、お知らせいたします。

それでは、協議事件1番、通年議会についてでございます。

本日は、地方自治法の102条のほうとその2というやつで、102条の2、この違い等について説明を受け、そして、結果、その状況についての御意見をいただいた上で、各会派持ち帰りということになりますので、御了承ください。

それでは、事務局より説明を受けたいと思います。

じゃあ、事務局、お願いします。

○長谷川事務局次長 それでは、先ほどもございましたけれども、この通年の議会で、通年の会期というものがありますけれども、102条の2のことについて、御説明したいと思っておりますけれども、前回、12月の17日の議会運営委員会の際に、この議会運営委員会で視察に行かれた各区市の状況についてお話がありまして、荒川区とか青梅市とか、いずれの自治体も基本的に年1回の会期ということで、要するに102条を使いまして、会期を年1回にしているというところではございましたが、今、自治法が変わりまして、102条の2ということで、通年会期ということも設定できるようになっておりますが、それについて、適用されているところがなかったものですから、その辺についてちょっと調べ

てみました。

前回もちょっとお話ししましたが、浜田市さんが102条の2を使って通年の会期を設定されております。それで、そういったことも調べておりますのでということをお話ししておりましたので、その調べた結果につきましても資料のほうにつけております。

きょうは資料を4種つけておまして、資料の1のほうは102条と102条の2の違いを、条文を列記しまして違いを書いております。それから、資料の2のほうは、浜田市議会のホームページからとったものですが、これは浜田市議会が現行から通年会期のほうに移行されたときに、検討資料とされたということでございます。それから、資料の3のほうは、これが浜田市と、それから厚木市のほうへ照会をかけた回答のものでございます。それから、資料の4は、地方自治法の逐条解説の書籍が図書室にありましたので、こちらのほうの写しを、その該当の部分を、102条の2の部分の写しをつけております。

それでは、順次お話しさせていただきます。

まず、資料1をごらんください。102条と102条の2、書いてございますけども、重立って違っていると、違いがあると思ったところに下線を引いております。

まず、今、102条で米子市も現状やっておりますけども、基本的に議会は定例会と臨時会でできているということで、定例会を毎年、条例に定める回数、招集するというふうに決まっておりますので、米子市は今、年に4回の定例会ということでやっております。これは暦年で、1年に4回やるということでございます。

一方、102条の2のほうでございますけれども、こちらのほうは、基本的に議会の会議を定例会と臨時会に分けない、としないで、もう毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするということで、年をまたいで、暦年をまたいで会期を設定するところがまず違います。

それから、基本的に今の102条のほうでは、それぞれの会議の招集ごとに、その都度、長のほうが招集するというようになっておりますけれども、102条の2のほうは、招集するのはあくまで改選のときの最初のときに集まる時だけでして、それ以後は、条例で定める日が到来することをもって当該日に地方公共団体の長が招集したものとみなす。ここがまず102条と102条の2、大きな違いでございます。

それから、通年の会期のほうで、102条の2のほうでは条例で、条文の第6項のところを見ていただければと思うんですけども、1項に定める会期中で、条例で定期的に会議を開く日を定めなければならないと、日を定めるというふうになっております。

それから、こちらの通年の会期のほうでも、普通地方公共団体の長は、議長に対して会議に付議すべき事件を示して、定例日以外の日に会議を開くことを求めることができるということも定められております。

今回、私のほうがこれを見ておまして、定例の日を定めなければならないということで、日を定めるということですので、本当に1日、その日だけ会議をするのかなというのがちょっと疑問、単純な疑問なんですけど、ありましたもんですから、そういったことについても照会をかけてみようかなといったところでございます。

次に、資料2のほうでございますけれども、そちらのほうは、通年会期制に移行するときに、先ほども申しましたが、浜田市議会さんがいろいろ違いを比較しまして、それを一覧表にまとめられているものでございまして、先ほどちょっと条文の中でもお話ししてい

ましたようなことがわかりやすく書いてございますので、またこれは後ほどごらんいただければと思います。

次に、資料3に移ります。まず、この照会をかけるに当たりまして、先ほども言いましたけども、定例日の設定というのはどういうふうを考えられたのかなという疑問があったりしましたし、それから、前回、12月17日の議会運営委員会の視察の結果の中でも、それぞれの自治体さんの中で、なぜ102条の2によらなかったんですかというような理由の中で、ちょっとこちらのほうでやると柔軟な対応ができにくいというような御意見があったというような御報告もあったものですから、そういったところについてはどのような検討の段階で御議論があったんだろうというのが一つありました。それから、実際にどういうふうにと検討されて、今、通年の会期を導入されて、何か変わったことはございますかというようなところもあわせてちょっとお話を伺ってみましたところでございます。

厚木市さんに照会をかけたのは、まず、今回、視察先を決定する段階で、実はこの厚木市さんも候補に挙がっていたんですけれども、ちょっと入れていただけなかったというようなこともありましたし、浜田市さんとお話ししている中で、検討のときに厚木市さんとお話ししたようなことも、ちょっとちらっと厚木市さんのお名前も出たものですから、そういったこともあって、厚木市さんに照会をかけたということもございます。

書いてあることをそのままちょっとあれするのでもあれですけども、一応浜田市さんのほうの概略を申しますと、定例日の考え方というのはどうしようかということで、解説書のほうを見ると、会議の初日と最終日を定例日に設定しなさいというようなことが書いてあるということで、これは先ほど申しました資料4のほうの中にそういったことが書いてございます。その間は臨時の会議とするということで記載もあったということですけども、実際は、その後、視察に行かれた徳島の小松島市ですかね、こちらのほうが会議の初日を定例日と定めているのを見たので、それに倣って会議の初日を定例日と定めたということでもございました。その後は臨時に開議するというでもございました、そういうふうな運用をしておるということでもございました。

ちょっと私、資料のほうを、臨時の開議のほうを臨時会の「会」、「会」という字を書いていますけども、解説書のほうでは「開」という字で書いてありますので、ちょっとこの辺は訂正させていただけたらと思います。

それから、102条を採用されたのはなぜですかということをお聞きしましたら、たまたま視察に行った先が102条の2を使ってやったということですけども、週1回会議を開くというような運用をされていたということで、視察に行かれた議員の方々は、それはちょっとかなわんなというようなこともあって、102条の2は採用しなかったというようなお話を伺いました。

それから、柔軟な対応ができにくいというような御意見がありますけども、その辺はどうでもございましょうかと聞きましたら、そういうことがならないように、会期の条例の中で、議長がその日を変更できるというような条文を設けたということです。それから、柔軟な対応ができるように、会議規則のほうも変更を行って、対応するようにしたということでもございました。

通年会期を導入されて何か変わられたことはございますかというところですけども、基本的にできるだけ変わらないようにしてくれということが執行部のほうからの希望でもあ

ったし、そこに書いてあるような執行部からの申し入れに沿うような形で対応したので、基本的に変ったところは特には今のところないということですが、今後、緊急時にどうなるかということだろうなということでございました。

執行部からどういうふうな要望があったかというのは、そこに書いてあるとおりでございます。特に地方自治法の179条で実施していた専決処分、緊急のいとまがない場合というところの専決処分4項目を新たに180条の中に指定しているんですね。専決処分ができるようにしたというようなことも言っておられました。要望を議会側が受け入れてやったということでございました。

それから、厚木市さんのほうですけども、厚木市さんのほうは、会期に関する条例では、厚木市さんのほうは何月何日から何月何日までという幅を持たせた形で設定されていたので、これはどういうふうにされたのかなと思ってお聞きしたところですけども、厚木市のほうでは、条文の日というのを特定の一日ということではなくて、何月何日から何月何日までという期間の間の日だという捉え方をして設定をしているというふうなお話でして、この対応につきましても、先ほどの資料4のほうの自治法の逐条解説の中にもそういうのもできるというようなことも書いてはございますけれども、そういう形で設定しているところでもあります。基本的に何月何日から何月何日までの定例日の設定も、それまでやっていた通年会期導入前の期間を基本的には踏襲するような形でやるということでございました。厚木市さんでも、もし諸般の事情でこの会期を外れるようなときに定例日を設けないといけないときには、議長はそういうことも定例日と定めることができるという規定を設けたということでございました。

それから、厚木市さんのほうの通年会期制で柔軟な対応ができにくいことはございませうかということに対しての回答でございますが、特にそういったことはない、そういう認識はないという回答でございました。

通年会期制を導入して変わった点につきましては、特に変わったことはないということですけども、そこに書いてございますように、23年からずっと議長の諮問によって議運でずっと検討してきて、その翌年に地方自治法が改正されて、通年の会期ができるようになったので、27年から導入して現在に至っているということで、特に通年会期制を導入して以前と変わったというところはないというお答えではございました。

先ほど来より資料4のことについてお話ししておりますけれども、最後、一つ一つはごらんいただければと思っておりますけれども、3枚、表紙も含めてありますけれども、一応2枚目以降は両面の印刷をしております。102条の2の通年の会期についての解説の部分抜粋してコピーしておりますけれども、3枚目をごらんください。3枚目の左側のほうに二重丸を上につけております。運用というところでございませうけれども、ここに定期的に会議を開く日を定めると、要するに会議日ですね、条例で定めるのは「日」であるというところの運用の解釈につきまして、傍線を引っ張っておりますけれども、傍線を引っ張っておるところの3行目ですか、初日と最終日は必ず定例日とした上でその他の定例日を定め、その間に定例日以外で会議を開催する場合は、随時開議日として会議を開催することとする取り扱いが考えられるというようなことが書いてありまして、こういったこと、それから、その後のところで厚木市さんが適用されているような対応が書いてございます。102条の2につきましては、解説につきましては、またごらんいただければと思っております。

私のほうが用意しておりましたのは以上でございます。

**○田村委員長** ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました地方自治法第102条の2の規定による通年会期制、厚木市と浜田市の事例を取材していただいた資料の説明をいただきました。前回の私どもの視察で行った東京の青梅市、あきる野市、神奈川の横須賀などは、いわゆる地方自治法第102条の2のほうを取材したかったんだけど、それがかなわなかったということでの今回お調べいただいたということでございます。ありがとうございます。

以上、御説明あった点について、何か委員のほうから質問なり意見などございますでしょうか。挙手のほうでお願いします。

じゃあ事務局、お願いします。

**○先灘事務局長** 先ほど説明を次長のほうからいたしましたけども、大きな違いを私のほうから補足させていただきます。

まず、102条の2の通年会期といいますか、通年議会、これは年1回必ず招集をするということ、これは市長が招集する。片や102条の2というのは、改選後30日以内に招集した以降、4年間はまだ市長の招集が必要ないというみなしの招集となります。そこが一番大きな違いになりますので、議会の招集、主導権といいますか、開催の主導権がより102条の2というのは大きくなるというところがあります。

それから、102条の2につきましても、閉会中という概念が少なくなるんですが、これは一部閉会中が残る可能性があるという制度です。片や102条の2というのは、これはもう招集してから、開会してから、閉会という概念がありませんので、4年後の6月30日までもう全て会期がありますので、全てもう閉会中がゼロになります。ゼロか若干残ったという大きな違いはあります。

それから、もう一つは、この閉会中がないことによりまして、全任期中、全て地方自治法の議員さんの活動能力が保障されるということです。102条には若干閉会中というところが出てきますので、活動能力がないという時期もありますが、102条の2になりますと、これももうほとんど活動能力があるというところですので、全ての議会に関する、これは、全員協議会は、任意の会で別ですが、議会上のもので全て活動能力があるということになりますので、この辺の大きな違いがあると思います。

もう1点、法律にはない部分ですけども、102条の2に関するところで、執行部の出席についての規定があります。これは、121条に議長から出席要求というのがあるんですけども、これについての規定がありまして、102条の2の第1項のこの規定を、通年会期制を導入しますと、こういう規定があります。121条の2の第2項に、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないように配慮しなければならないというような規定があつて、これはやはりいつ開くこともできるということになってますけども、やはり執行部のほうの事務に支障を及ぼすことのないように配慮しなければならないという規定が、これも1項ありますので、102条の2の規定プラスこの121条の執行部の出席に関する部分についても法律では定めてあります。

補足になりますが、以上でございます。

**○田村委員長** ありがとうございます。

今のことを踏まえて何かありますか。

じゃあ岡田委員。

**○岡田委員** 102条の2のほうが1回改選期に招集をしてしまえば、招集者は本来市長ですけども、それが1回の招集で、あとはずっと議会のほうで開会ということになるんですかね、休会、再開する形になる。議会の権限としては非常に強くなる。ただ、横須賀市の例で、かなり市長と議会がもめたみたいなのが何かありましたけども、今の市長とはそういった形にはなっていないですけども、そういった市長が出てきた場合には、102条の2のほうで議会としてはきちっと対応ができるのかなという気はしますですよ。そういった市長にまだお会いしたことはないんですけども、多分、横須賀の場合は相当でも激しい形だったというようなことを聞きましたので、そうすると議会の存在を示すためには102条の2のほうがいいのかなという感じは受けます。

**○田村委員長** ありがとうございます。

そう考えると、横須賀は2項なんですがね。

**○岡田委員** 2項だったですか。

**○田村委員長** 2項なんです。

**○岡田委員** そう。102条。

**○田村委員長** はい。

**○岡田委員** 要は通年議会にしてということ、普通の議会よりも通年議会のほうが強い気持ちで。でもより強いのはこの102条の2のほうだと思いますので、横須賀の場合は102条の2項だったかもしれませんが、議会としての権限を強めるなら、102条の2のほうは私はいいのかなという感じはします。

**○田村委員長** ほか。

西川委員。

**○西川委員** 質問にもなるかもわかりませんが、先ほど岡田委員が言った点も踏まえてなんですけども、結論言やあ、102の2で、議長ってね、議会側のやっぱり立場を代表するのは議長であるわけですから、その議長の権限というそのものが、今の議長と102の2の議長の権限との違いというのをやっぱりきちんとちょっとわかりやすく出してもらいたかったなというのがあるんですけども。

**○田村委員長** 事務局。

**○先灘事務局長** 権限は、これは変わりはございませんが、先ほど申しあげましたように、招集が基本的には市長が招集する。議会側からも101条で招集できる権限がありますが、もうこの102条の2になりますと、選挙があつて30日以内に招集する。これは市長なんですけども、それ以外の開会したらもういつでも会議を開催できる場所がありますので、そこになった場合は、これまでどおりの議長の権限というのは、これは変わりはございません。その権限に対しての変更は、102条の2項も102条の2も、これは変わりはございません。招集に関するものについて若干違いがあるということなんです。あとは変わりはないということです。

(「わかりやすく、詳しく。権限は変わらないけど、招集のあれが違うという…。」と渡辺議長)

**○田村委員長** 渡辺議長。

○**渡辺議長** 僕が言いたいのは、発言じゃなくて、もうちょっとわかりやすく説明されたほうがいいんじゃないですかということです。権限は変わらないけど、何が違ってくるかというのは。もう全く一緒ですか。

○**田村委員長** じゃあ事務局。

○**先灘事務局長** これはあくまでも手段でございまして、議会運営の事務上の議長の権限というのは、通年会期制をしようがしまいが、これは変わりはありません。運営上の変更点はございませんので、御理解いただけたらと思います。

○**田村委員長** よろしいですか。

じゃあ西川委員。

○**西川委員** ちょっと何か4市、1つは区でしたけども、結構議会そのものの位置づけが通年議会によって変わることによって、議長が招集権を持つと、臨時ですかね、何か、その権限があるようにちょっと感じたんですけども、それは違ったかいな。

○**田村委員長** 事務局長。

○**先灘事務局長** この通年会期を導入しますと、これまで定例会ごとに初日に開会します、最終日に閉会しますということを申し上げた上で会期がでかかります。これが通年会期になりますと、開会ということが1回だけになるということです。例えば6月30日任期で7月1日以降、30日以内に、前回は7月15日に招集してありますけども、この1回だけ開会しますと、次の定例会の会期というのは、これは開会ではなくて、会議を開きますという言葉になります。ですので開議ということになります。ですから定例会中に初日に開会します。直ちに会議を開きますという言葉を行いますけども、この直ちに会議を開きますのが会議を開くということの開議ということになります。ですので、定例会ごとに会議を開く場合には、その定例会の会期ごとに開会ではなくて会議を開きますって、もう既に、招集という行為ではなくて、もう招集してありますので、議長が会議を開きますというところで終わるといふところなんです。ですから、例えば定例会から何日間やりますといふところになりますと、通常の開会してから初日、終わった場合には、散会という言葉を上申しますね。ですから常に散会という言葉しかないんです。閉会という言葉がこれはもうなくなるといふことなんです。ですので議長が会議を開きますという言葉、ですからあとは会議を閉じる、散会しますという言葉がずっと続くわけなんです。ですから任期中に閉会という言葉は102条の2の場合、出てこなくなるんです。ですから開会と閉会という言葉が形式的なことになるといふところが大きな違いになります。ですからそれは権限ではなくて、これまである議長の権能で会議を開きますと、散会という言葉にかわる形になります。ですから招集という行為ではなくて、会議を開くという行為は議長にこれまでもありますので、これについては変わらないということです。

(「ちょっといいですか。」と渡辺議長)

○**田村委員長** じゃあ議長。

○**渡辺議長** 持って帰ってもらって、話し合ってもらって、とにかく、私も今、2年の任期ですから、ある程度、導入するかどうかですよ。2にするのか、(2)にするのかという話じゃなくて、というのは決めてもらったほうが話は進めやすいのか、きょう反対側のも出してもらったので、と思います。あるところでは話し合ってもう決めてもらえばいい。

局長、あれですよ。わかりやすく言えば、西川さんが言っておられるのは、今までの

感覚でいうと、市長が招集をして議長が会議を開きますって始めて、これをもって閉会しますと。1年の任期でやった場合に、招集は市長が1回だけやるので、例えば米子で大雪が降ったときに、あれで1日目、2日目に会議を開けとは誰も言わないけど、1週間、10日たっても開かずに専決でやってしまって、とにかく当局から議会への報告は全く全部終わってから、忙しかったけんてって、全員協議会でほんならやらせてごせみたいない場合があったじゃないですか、過去にはあったんですけど。それを議長が、もう会期は開いとるけん、会議をこの日に開きますと言ったら開けるんですねという……。

（「そうそうそうそう。」と西川委員）

簡単に言えばそういうことを聞いておられるんだなと。

（「今までのあれとは。」と西川委員）

いわゆる権利とか、そういうのもわかるんですけど、単純にそういうことで、いわゆる議長の権限ではないけども、議長が会議を開くと言え、当局は専決でやろうと思っただのについていうので開けるかというような、そういう質問だというふうを感じるんですけど。

（「そのとおりです」と西川委員）

**○田村委員長** じゃあ事務局長。

**○先灘事務局長** 会議を開く場合には、必ずこれは議決することが前提になりますので、そういう専決処分するようなことが当然なくなるという形になりますので、緊急時での対応というのは、これは迅速な対応、専決処分という感覚がなくなりますので、常に議決行為をするというのが前提になります。ですので、先ほど浜田市のほうが、そういうふうにしゅちゅう開いてもあれですので、そういうこれまで専決処分をしていたものを180条の軽易な部分につけ加えて、できる限り専決処分を以前と変わらない形でやるという分は、可能といえば可能なんですけども、この法律をきちんと解釈すると、基本的には専決処分、これはなくなるという形になります。ですから議決行為が必要なものというのは、基本的には議長が会議をいついつ開きますということに対応して、執行部も対応していくということが、これはしなければいけない形になります。ですので、全員協議会、これは別ですけども、会議を開いて議会の意思決定をする、96条で議決するような案件については、これは専決処分はできないという形になりますので、常にそういう緊急時の対応が迅速にできるという部分は、102条の2、あるいは102条の2項の通年会期制にはそういうメリットがあるというところでございます。以上です。

**○田村委員長** ちょっと確認する、質問なんだけど。その際に、例えば議会の意思として、これはやらなきゃいけないとなった場合の121条の2項のいわゆる当局に対する配慮というものは、これは出てこないわけですね。それはもう凌駕しちゃうわけですね。そういうちょっと確認。

**○先灘事務局長** その点につきましては、これまでも当然議会側のほうが必要だといった場合でも、議決するためのいろんな手続の準備がありますので、これまでの定例会等の会期のあり方についても、一応日程調整したり、準備ができるかどうかというのはある程度調整してますので、やはりこういう緊急時にあって準備ができるかどうか、いろんな配慮といいますか、調整というのはこれまでどおりする必要があります。ただ、招集がもう1回で終わってしまう102条の2、102条の第2項と同じなんですけども、やは

りそういう日程調整といいますか、調整をした上でやるという部分は、法律でいつでも開催できるといっても、調整というのはやはりある程度必要になる。これまでどおりやりやりやっていく必要があるというふうには思います。

**○田村委員長** 質問。議長は、そういう、今の話、これはこのときにやりたいとなっても、まず調整というのが発生していくんだということはオーケーなんですかね。

渡辺議長。

**○渡辺議長** それは当然だと思います。この議論をずっとやってもらってますけど、要は、視察も行かれて、余り変わりがあるかないかというのは、どれだけ変化させるかということもあると思うんです、その議会で。だから緊急対応がなかったので変わらないというのもある。変わらないというのは、先ほど逐条にもあったように、配慮しなさいといういろんなこともあるわけですから、または浜田みたいに、せっかく入れたのに、もう当局に折れる形で条文をするというの、これもやり方だと思いますので、当然議会というのは3カ月に1回、普通のサイクルの中でやっていくというのは保たれていくべきですし、それに対して調整するというの、あたり前のことだとは思いますが、というのは、予算案とか、いろんなものをつくっていくわけですから、当局も、これはあたり前。ただ、変わらないというのは、要はどれだけ変わったことをするかということもあるとは思いますが、話し合いの中で、これで余り変わらないようならいいじゃないかという意見も私はありだと思いますし、ただ、そういう緊急対応に対して、または先ほど岡田委員が言われますように、もしものための伝家の宝刀のためにもあったほうがという話があればということで、私がここで一概にこうだからああだとか、こうだからそうだというのはちょっと申し上げないほうがいいと思いますので、やるかやらないかというのは全会一致がいいと思いますね、こういう大きい話というのは。ですからそこで決められてからまた皆さんで内容を話し合っただけならば、私がここでああしたほうがいいとかあれっていうのはないんですけど、もちろん調整は必要なんだろうと思います。ただ、まだ決まってないので、調整しなければいけないとか、どうだかって申し上げるのはにくいですよ。そういうことです。

**○田村委員長** わかりました。

結局、議会側に主導権が来るということもやはり当局との調整というのは必須であるということ。

あと、ちょっと質問なんですけど、179条の専決4項目というのは何なんですか。例えば具体的にどういったもの。

(「179条ですね。」と先灘事務局長)

事務局、お願いします。

**○先灘事務局長** これは市長の専決処分の規定でございまして、この第1項がございまして、これは、市長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかに認められるときということが、これが一番大きな専決処分の理由になってます。そうしますと、通年の会期にしますと、常に招集した状態ですので、こういうことが基本的にはなくなるんですよというところになります。

一方、浜田市がやっていますのは、通常の議会の委任による専決処分。本来議会の権限、96条で議決する案件があるんですが、これのうち軽易な事項については、議会に議決の

権限がありますが、軽易なので、執行部のほうで決定してくださいよという部分が180条なんです。この180条に浜田市はこの179条のようなものも含めて、ここに入れ込んでしまっていると、工夫しているところなんです。ですので基本的には179条の専決処分はないんですが、180条の議会の委任の専決処分というものを使って、専決処分できるものを上乗せしたものが浜田市なんです。ですので、これはいけないとは言えませんので、これは可能でございます。

(「可能なんだ。」と声あり)

これも180条については、議会の議決によって、議会の権限なんだけども、執行部やってよという部分は、これは議会の議決に基づいて行いますので、議会も執行部の意向を受けた上で、議会で議決して、そういうものを設けたというのが浜田市なんです。

**○田村委員長** 軽易なというのは、その軽い度合いがどれぐらいのものなのかは…。

**○先灘事務局長** これについても、これ議決してますので、例えば市営住宅の立ち退きとか、あと損害賠償の関係とか、そういう分を5項目定めております。それプラスアルファを浜田市が、179条の長の専決処分、時間的余裕がない部分を列記した上で180条に盛り込んでいるというのが、これが浜田市のやり方です。以上です。

**○田村委員長** 非常に賢いというか。確かに専決はなくなるというか、軽微な交通事故とかね、そういったものまで議会を開くのかという話だと思うんですね。このあたりについて、何か意見…。

じゃあ西川委員。

**○西川委員** 横須賀ですか、専決についてのやっぱり項目を当局と議会で決めて出してくれたわけでしょう。そこは下がれないなという一定の線は、専決でもかまやしないけども、一定の線で超えたときには、金額なのか、やっぱりそういうことを含めてきちんとしたものをつくらざるを得ない。もし通年議会を取り入れた場合のことですけども、やっぱりそこも後、論議せざるを得ないというんじゃないかなと思います。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 当然ですが、専決でやられとる部分というのは通年議会になっても残ると思いますがけれども、この浜田市さんの例でいきますと、そもそも議長が言われたのは、議会改革で、市民のためになる議会になるように、通年議会を入れてくれたほうがいいのかどうかというのをきちっと議運のほうで検討してほしいという話をしておられる。もともとはそこですんで、それを従来と同じような形になるようにという形であんまり通年議会を導入していくということになると、要は議会の活性化とか、議会改革とか、市民に寄り添った議会活動になるようにということと通年議会を検討してるという大前提にやっぱり我々は絶えず返っていかなきやいけないと思うんですけど、そこで考えると、これまでどおりみたいな話にあんまり終始してしまうとどうかなというところがあるので、やっぱり制度としては制度。先ほど私が少し申し上げましたいわゆる市長そのもの、いわゆる当局が、やっぱり議会を軽視してくる。軽視という言い方がいいかどうか分かりませんが、そういう市長が出てくる可能性も当然あるわけで、そのときのために準備として通年制度をきちっと導入していくということも僕は必要だと思ってますし、ただ、本来は、通年議会というものを入れて、この議会の議論がより活発になり、市民にとってよりよい議会活動になるんだらうということがきちっと明示できないといけないので、これは先ほどおっ

しゃった、当局の事務活動がある程度は尊重しながらというのはあるんですけども、それをいいことに、当局が例えば議会には余り説明をしないとか、議会の議決を求めないということが、全国的にはそういう当局、市長部局のそういう動きもなきにしもあらずですので、そういうものに対するくぎ刺しとして通年議会というものを考えていくということになると、あんまり通年議会を入れる前と変わらないんですよという議論でいくと、通年議会そのものを議論していくことの大前提がちょっと崩れちゃうというところもあると思うので、そもそも市民にとって通年議会を入れるほうがよりよいものになるのかどうかということ、多少というか、議員がそれで忙しくなるとかならないとかというのは二の次の問題ですので、そこをもう少し議論したほうがいいのかという気はします。

**○田村委員長** ほか、何か御意見ありませんか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 私たち会派も通年議会、どういうふうになるのかといたら、今、閉会中の委員会を活発にやっていますので、だからそこは通年議会をやったところとあんまり変わらないだろうという認識なんですけれども、じゃあどんなメリットがあるかと思ったら、やっぱり私たちの会派で話し合っているのは、有事の際だとか、防災の、その、さっき議長が言われたような雪害があった場合、当局側はばたばたとしているけれども、やっぱりそこで議会を招集して、決めるべきところは決めていくことができるというようなところもあるのではないかなと思っていますので、それは市民にとってはいいんじゃないかなと思っています。

(「ちょっとごめんなさい。」と渡辺議長)

**○田村委員長** 議長。

**○渡辺議長** 僕を入れてくださいって強く押しているわけじゃないんです。だめならだめでもいいのであれですけど、ちょっと聞いてみたいんですけど、局長に。閉会中の今お話が出た、伊藤さんのほうから。当然会期というのが決められていますので、閉会中にありますよね。例えば今月は、閉会中はこういった項目でやりますって議決してやっていくんですけども、これは通年議会になると、閉会中の委員会ではないですね。閉会しないわけですから。そうすると、例えて言うと、12月議会で陳情を継続審査としました。そして10月、委員会で一応審査はできるようになるということです。議決というのは本会議開かなきゃできないので、委員会での審査というのは続けてできるようになるとか、そういうことはあるんですか。

**○田村委員長** 事務局長。

**○先灘事務局長** 通年会期になりますと、閉会中というのはなくなりますので、定例日ごとに会議を開くという場合のこの通常の期間が終了した時点の言葉としましては、次の会期においてもという形にして、閉会中ではなくて、次の予定してある会期においても審議するように、審査するよという形にこれは変わります。ですから閉会中の審査という概念がもう全てなくなりますので、陳情とかも、例えば会期で結論が出なかった。継続審査の申し立ては次の会期においてもするという、これは決め事になります。そういう会議規則なり物の考え方は変わってきます。ただ、言えますのは、常に今でも閉会中の委員会等を開いていますので、これについても、これ議決してやっていますので、そういう議決が必要なくなるという部分は変わってくるということです。議決が必要なくなるだけであって、

委員会の開催については変わらないという形です。

○田村委員長 議長。

○渡辺議長 局長、僕が聞きたいのは、会期中の委員会は議決行為やるじゃないですか。いわゆる賛成か反対かって。閉会中はそういう行為はとってないんですけど、いわゆるそういう議決もできるようになるんですか。委員会としてということが聞きたかった。僕ははっきりわかんないので。

○田村委員長 事務局長。

○先灘事務局長 通年の会期で継続審査をするという場合のお話でいいんでしょうか。それとも通常の閉会中の、今やっている閉会中の委員会のお話なのかによって変わってくるんですけども、この通例の会期中に陳情など、議案も含めてなんですけども、継続審査にしますということで委員会で申し立てがあった場合には、これは議決が必要になります。その考え方は、今は閉会中の継続審査で申し立てしたら、それをいいですかということで議決しますけども、今後は、そういう案件が出た場合には、閉会中という言葉ではなくて、次の会期においても審査しますかというところの申し立てに変わります。この言葉がかわるだけであって、やることは変わらない。議決行為、申し立てをして決定する行為というのは、これは変わりません。ですので会議規則とかのそういうものの変更は当然必要になりますが、会議のやり方自体は、これは変わりません。これまでどおりになります。言葉の違いだけで。

○田村委員長 よろしいですか。

前原委員。

○前原委員 そもそも論になっちゃうんですけども、もう一つ考え方があって、地方議員のなり手というのがあって、兼業というのは認めているわけなんですけども、通年会期の導入によって、なかなか若手の方の議員のなり手というのが、なくなるとは言いません、実際、視察したところは若い人がたくさんいたんですけども、非常に地方では門戸が狭まってしまうんじゃないかなという危険性も、それを考えなければいけないんじゃないかなと思っておりまして、特に若い方が議員になったほうが地域が活性化するんじゃないかなと思いますので、そういうことも加味していただければなど、皆さんの中で加味していただければなど私は思っております。

(「ちょっといいですか。」と渡辺議長)

○田村委員長 議長。

○渡辺議長 この逐条解説に、なぜ通年議会の中のきょうの問題も出てますよね。通年議会はそういった方を、何ページだったか書いてあるんですけど、これまでは30日間必ず拘束されるので、非常に逆に言えばやりにくかったけど、通年議会を入れることによって、これは進化形ですよ。休日とか午後とか、いろんな会議の開き方があるのでというようなことがきょう配られた資料に書いてありますよね。

(「はい。」と声あり)

逆に。そのために通年議会を検討したみたい。これは何ページだったっけ。

(「1枚目の裏です。」と長谷川事務局次長)

ちょっとこれ進化形にはなると思うんですけど、ちょっとそれを参考にしてみてください。逆に30日切られたほうが若い人がそれが義務ということで出ざるを得ないという

よりは、柔軟に対応できるんじゃないかということで、導入を図ったというようなことがこれには書いてあるんですけど、じゃあ全くその会期で会議ができるかという、それはまた話し合いということになると思いますけど。

**○田村委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 議長からお話がありましたように、いろんな形でなり手不足の解消というのはあると思うし、進化形としては夜間だとか…。それじゃあ今度は働く、当局のほうの職員の働き方はどうするんだみたいな部分もあってですね。そうなってくると、現実的には多分、議会運営は今の定例会を年に4回とかという形で、我々の定例会のほうも現実的には、米子市議会さんも臨時議会をやられて、閉会中の委員会もやっておられたら、通年議会導入するのと余り変わらないんじゃないですかみたいなことをたしか言われたと思うんですけど、あとはその中で議論がより活発になるかどうかというのは、通年議会導入とはまた別の問題ですので、ただ、僕は、横須賀で言われた、これ、どっちの情報によるかは別なんですけど、やっぱり市長がかなり強気で議会に対して、軽視じゃないけれども、議会をはねのけて、選挙で選ばれた俺が決定して何が悪いんだみたいな市長が出てきたときに、ちょっとやっぱり今の議会制度だと対抗しづらいのかなというのは、市長そのものに招集権があるわけですから、市長が招集してくれないと議会が開けないという根本的なところがあるので、そこは、なかなかそういう市長が出てくることはないのかもしれませんが、そのためには導入ということも必要なのかなという、これは今すぐなのか、またもう少し検討した上でなのかはちょっとわかりませんが、そこはちょっと思いましたですね、繰り返しになりますけれども。

**○田村委員長** 議長。

**○渡辺議長** 僕はきょうは最後にします。僕は、変わらないんだからいいんじゃないのというのも意見なんです。それもないわけではないと思います。そこら辺を考えていただければということです。

**○田村委員長** 先日も議運でお話ししたと思います。安来市の話が新聞報道であったりしたんですが、あの場合なんかも、根本的に議会基本条例がなかったんですよ。島根県の8市町の中でなかったのを、新たにつくるということを、出おくれ感を目玉企画として通年議会を入れたんだというような話がありました。結果、変わらないじゃないかということで市民から厳しい目が注がれるというような話もあった。結局すごくバラ色なことをやるというようなふうにとられても困るんですが、基本原則は、やはり市民に寄り添った、市民のための議会であるということからいえば、議長のほうでもお勧めいただいているような、議会が主導的に非常時に対応できるというような可能性を持っているということは確認ができたのかなというふうに思います。その反面、一方で、専決処分に対する配慮、執行部に対する配慮というものがやはり伴ってくるということに対して、それだったら従前と変わらないじゃないかというような御意見もいただきました。

こういったことを踏まえて、各会派の中で、この102条の2項なのか2なのかということ、そのメリット、デメリット、それとあと、今後、まだ時間あります。時間かけて話し合いはしますけれども、通年議会制度を導入するのかどうかということもあわせて方向性としては話し合いの中に盛り込んで、次回の会議に臨んでいただきたいと思っております。

きょうのところ、何かほかに言い残したこととかございませんか。何かありませんかね。よろしいですか。

それでは、今、調整中ですが、2月の12日に会を開こうと、今、調整をしていただいております。これについて、どうでしょうか。

（「議長がいません。」と先灘事務局長）

（「いないほうがいいんじゃない。」と渡辺議長）

それはちょっと調整中ですので、いずれにせよ、間を置かずに、我々の議運メンバーにおいて方向性は出したいというふうに考えておりますので、ちょっとそういう調整を今やっている途中だということでございます。次回の大体それぐらいのめどで…。

（「きょうはまだ決まらないのか。」と尾沢委員）

そうですね。今、まだ決まっておりますが、大体そういう日程感で、3月や4月ではなくって、そういう来月の開催を目指して、今、日程調整しておりますので、それまでに各会派におかれましては、会派総会なりで話し合いを持っていただくということで、議長からもありましたが、これを入れるとか入れないとかという、そういうことも踏まえてやっていただければというふうに思います。よろしいですか。

何か事務局からありますか。ありませんか。なければ。

じゃあ、委員の皆様、何かありませんか。

〔「ないです」と声あり〕

議長、何か。

**○渡辺議長** いや、ありがとうございます。多分2月もやられるということですが、これを導入するかしないのか、もうある程度出尽くしたので、やって議論してもらうほうが、今後、こんなこともあるというのが、余り皆さんのお時間も無駄になってもいけないなどは思いますので、やることが決まれば、最後を詰めていくということもあると思うんですけども、そういう考えも多少ありますので、どうか各会派でそこら辺、決めていただければと思っております。よろしくをお願いします。

**○田村委員長** それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前10時55分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 田村謙介